

5.3.29

議案第10号

請願に対する回答について（「小学校教科書採択に関する請願」）

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

（提案理由）

市教育委員会に提出された請願について見解を示す必要がある。

5.3.29

(案)

4 東久教總第 258 号

令和 5 年 2 月 日

東久留米子どもと教育連絡会

事務局担当 鈴木 清子 様

東久留米市教育委員会

請願に対する回答について

貴会から提出された 2023 年 1 月 18 日付「小学校教科書採択に関する請願」について、以下のとおり回答します。

1 検討時間について

今後発出される文部科学省からの通知等に従い、採択する期日に基づいて、東久留米市教育委員会で様々な日程を計画していきます。可能な範囲で検討時間の確保に努めます。

2 教科書の展示場所及び展示時間について

見本本の冊数や展示中の管理員の確保、他のイベント等の開催による展示場所の確保等の問題から、中央図書館のみの展示とし、展示時間は中央図書館の運営状況に合わせた時間に設定することになります。

3 採択期日の繰り下げ及び展示期間の延長について

教科書採択に係る報告は文部科学省に行う期日が決められていることから、採択期日の繰り下げや展示期間の延長を行うことはできません。

4 見本本の冊数について

各自治体における見本本の冊数は国で定められており、東久留米市教育委員会では最大数の確保を行っています。

5 各学校の教員の意見について

採択においては各学校の教員の意見が反映されるよう、要綱に則って進めています。

6 採択の情報公開について

採択までの経過については採択を行う教育委員会定例会において説明するほか、保護者や地域住民の方が傍聴できる体制を整えています。

7 教科書採択に係る教育委員会審議のオンラインによる傍聴について

教科書採択を行う教育委員会の会議では多くの傍聴希望者が想定できるため、コロナ感染症の拡大以前から、60人以上が収容可能である会議室を確保し、加えて、メインの会議室が収容人数に達した場合に備え、現時点では音声配信だけですが、採択の審議が聴こえるように別室を用意してきました。これまで別室にも入場できなかつた事例はなく、傍聴を希望する地域住民の皆様への対応は図られてきているものと考えており、会議室の確保については府内各課との調整が必要になりますが、今後もできるだけ広い会議室等が確保できるよう努めています。

コロナ禍での経験を踏まえ、将来的には不測の事態が発生した場合に教育長と教育委員が審議する場として「オンライン会議」を開催することも想定しなければなりませんが、放映については十分な検討が必要であると考えています。

本請願項目については将来的な課題の一つと捉えています。

8 市民の意見の公開

展示場所にていただいたご意見の全てを開示する形で進めています。

9 全教科書の展示について

教科書の展示については、文部科学省の指示に従い行っています。現段階においては、国からの通知文等が届いていないため回答できません。

10 懇談の場について

請願に対する回答をその都度させていただいており、懇談の場の設置は考えていません。

今後も法令や通知に従い、適正かつ公正な採択を進めてまいります。また、現在、教科書採択に係る国の通知文が届いていないため、市ではそれを受け日程を調整することとしています。御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○請願項目 1～10. (7 を除く)

担当：指導室 統括指導主事・指導主事

電話 042-470-7781

○請願項目 7

担当：教育総務課庶務係

電話 042-470-7775

5.3.29

第1回定例会資料(令和5年1月26日)教育総務課

2023年 1月18日

東久留米市教育委員会

教育長 片柳博文 様

請願受付番号 1

東久留米子どもと教育連絡会

事務局担当 鈴木 清

東久留米市

電話

小学校教科書採択に関する請願

私たちがこれまで公立学校教科書の採択にあたり、貴教育委員会に要望を提出してまいりました。展示会場で出された市民意見を文書公開するなど、一部の要望をお取り上げ下さったことに感謝いたします。

今年は新学習指導要領による2回目の小学校の教科書採択が行われます。子どもたちがよりよく理解でき、楽しく学習できる教科書が採択されることが望れます。

教科書は「教育委員会が採択する」とされていますが、子どもたちにとってよりよい教科書が採択されるためには、保護者や地域住民の意見はもとより、子どもたちと一緒に教科書を使って授業を行う現場の先生方の意見を尊重することが欠かせないと考えます。また、どのような議論を経て、教科書が採択されたのか、その経過が公開されることも重要です。

東久留米子どもと教育連絡会（東久留米の教育を考える会、東久留米の教科書を考える会、東久留米九条の会、くらしを守る革新懇東久留米の会、東久留米母親連絡会、新日本婦人の会）は、教科書採択にあたって、下記の事項を請願いたします。

記

- 1 東久留米市教科用図書採択要項について（採択の方針）第2条2（2）「市民及び学校等の意見を参考にすること」となっていますが、「市民及び現場の学校教員に検討時間を充分保障し、その意見を最大限尊重すること」としてください。
- 2 教科書の展示場所を市役所だけでなく、市内の図書館など多くの市民が気軽に立ち寄れる展示場所を増やしてください。展示時間を図書館の閉館時刻まで広げてください。
- 3 採択を行う教育委員会の期日を制度が許す限り、極力遅くして（8月下旬）、教科書の展示期間を延長してください。
- 4 市民用、教員用の見本の数を増やしてください。
- 5 各学校の先生方の意見を尊重し、採択に反映されるような仕組みを、整備してください。
- 6 採択のための審議の経過がわかるよう、保護者や地域住民に情報を公開してください。
- 7 多くの地域住民がオンラインなどを利用して、採択のための教育委員会の審議を傍聴できるよう検討してください。
- 8 展示場所で出された市民意見は各教科書の意見のみならず、全ての意見を公開してください。
- 9 採択した教科書だけでなく、展示した全教科書を中央図書館の書架に並べて下さい。
- 10 以上について、教育委員会と私たちとの懇談の場を設けて下さい。



東久留米市教科用図書採択要綱（平成31年3月25日教育委員会訓令乙第7号）

最終改正：

改正内容：平成31年3月25日教育委員会訓令乙第7号 [平成31年4月1日]

○東久留米市教科用図書採択要綱

平成31年3月25日教育委員会訓令乙第7号

東久留米市教科用図書採択要綱

（目的）

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が東久留米市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

（採択の方針）

第2 教育委員会は、東久留米市立学校において使用する小・中学校用図書を種目ごとに1種採択する。

2 教育委員会は、東久留米市の教育目標実現に向けながら、次の事項に留意し、総合的に判断して採択を行う。

（1）採択の対象となる教科用図書について、十分調査研究を行い、公正に審議すること。

（2）市民及び学校等の意見を参考にすること。

（採択のための組織）

第3 前項の規定による採択を行う組織として、教育委員会は、教科用図書選定調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び教科別資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を設置する。

（採択の特例）

第4 採択年度において、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合は、調査委員会及び資料作成委員会を設置せず、前回の採択で用いた調査資料により採択することができる。なお、特別支援学級における教科用図書の採択については、この限りではない。

（調査委員会の職務）

第5 調査委員会は、次の事項に留意し、教育委員会の採択審議にかかる調査報告書を作成する。

（1）全教科、全種目にかかる調査報告書を作成する。

（2）教科用図書の特色等を具体的に記述し、単に教科用図書相互の比較は避ける。

（調査委員会の組織）

第6 調査委員会の組織等は次のとおりとする。

（1）委員の資格要件は、次のとおりとする。

ア 教科用図書に関する事項について、幅広い視野から調査が行えること。

イ 教科用図書の発行者の役員及び従業員、並びにこれらの配偶者及び三親内の親族でないこと。

ウ 教科用図書及び同教師用指導書の著作・編集者（個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力したものも含む。）でないこと。

エ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、発行者の事業の運営に重要な影響力を有していない者。

オ 教科用図書の供給の事業を行う者、及びその従業員でないこと。

カ その他、教科用図書の採択に利害関係がないこと。

（2）委員定数は9名とし、その構成は次のとおりとする。

ア 学識経験者 1名

イ 市民 2名

ウ 学校関係者 4名

エ 地域関係者 2名

（3）委員会の構成員のうち、市民委員については公募とする。

（4）委員会の運営

ア 委員長1名、副委員長1名を置き、選出については委員の互選による。

イ 委員長は委員会を統括する。

ウ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

エ 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開会し、採決することができる。

オ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

2 委員の委嘱は教育長が行う。

（調査報告書作成要領）

第7 調査委員会は、教育委員会の採択審議にかかる調査報告書を、次の要領で作成し、報告を行う。

（1）全教科、全種目にかかる調査報告書を作成する。

（2）各教科用図書の特色等に留意して具体的に記述し、単に教科用図書相互の比較は避ける。

（3）各学校及び教科用図書の見本展示会場における「市民の意見」を整理する。

（資料作成委員会の職務）

第8 資料作成委員会は、調査委員会からの依頼に基づき、教科、種目別に必要な情報を収集・整理のうえ、客観的な資料を作成する。

（資料作成委員会の組織）

第9 資料作成委員会の組織は次のとおりとする。

(1) 資料作成委員の資格要件

- ア 東久留米市立学校の教育職員であり、校長の推薦を受けた者であること。
- イ 教職経験が豊かで、教育研究に実績があること。
- ウ 過去3年間、教科用図書及び同教師用指導書の著作・編集(個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力したもの)を含む。)に関与していないこと。

(2) 委員定数は、小・中学校それぞれ、各教科別に5名を上限とし、構成は次のとおりとする。

- ア 資料作成委員会は、小学校・中学校別に組織する。
- イ 小学校教育職員は、各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、道徳)ごとに、それぞれ3~5名とする。
- ウ 中学校教育職員は、各教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語、道徳)ごとに、それぞれ3~5名とする。

(3) 委員会の運営

- ア 小・中学校別委員会に、それぞれ、委員長1人、副委員長1人を置き、選出については、委員の互選による。
- イ 委員長は、資料作成委員会を統括する。
- ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 委員の委嘱は、教育長が行う。

(資料作成要領)

第10 資料作成委員会は、次の要領で資料を作成する。

- (1) 全教科、全種目について必要な情報を収集並びに整理し、客観的な資料を作成する。
- (2) 資料作成の観点は、教育長が別途定めるところによる。

(委員の任期)

第11 調査委員会及び資料作成委員会の委員の任期は、委嘱の日からその年の8月31日までとする。

(委員の解任)

第12 教育委員会は、調査委員会委員及び資料作成委員会委員が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解任することができる。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき。
- (2) 病気その他の理由により職務の遂行ができなくなったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が委員を解任する必要があると認めたとき。

(採択事務の公正確保)

第13 採択の公正・適正を確保するため、教科用図書採択事務終了時まで、調査委員会及び資料作成委員会の委員名及び審議は非公開とする。

(採択の時期)

第14 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第15 市立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、市立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」)を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会で審議し、適切と考える教科用図書を別に定める期限までに教育委員会へ報告する。

(庶務)

第16 教科用図書の採択に関する庶務は、東久留米市教育委員会教育部指導室が所管する。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択に関する必要な事項は、教育長が別に実施細目を定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

5.3.29

議案第11号

東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の
保護に関する法律等施行規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

令和4年12月に「東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定され、「東久留米市個人情報保護条例」が廃止されたことにより、教育委員会規則を改める必要がある。

東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則を公布する。

令和5年2月 日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市教育委員会規則第2号

東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東久留米市条例第12号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の手続及び方法等)

第2条 東久留米市教育委員会が保有する個人情報の開示の手続及び方法その他その取扱いについては、東久留米市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年東久留米市規則第3号）を準用する。

(委任)

第3条 この規則に定めがあるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(東久留米市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)

2 東久留米市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年東久留米市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

5.3.29

※ガイドラインの添付
省略しき

議案第12号

「東久留米市立小中学校における医療的ケアの実施に関する
ガイドライン」の策定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布・施行され、小・中学校においても医療的ケア児の受け入れに向けた支援体制を拡充する責務を負うことから、本市の小・中学校においても医療的ケアを確実に実施しながら安全に教育活動を行えるよう、ガイドラインを策定する必要がある。

第3回定例会資料（令和5年2月24日）教育総務課
令和5年第1回定例会会期日程表

会期 3月1日～3月27日（27日間）

月・日	曜日	時間	会議名
3月 1日	水	午前9時30分	議会運営委員会 午前9時～ 本会議（第1日）施政方針・上程・即決・付託・報告
2日	木		休会
3日	金	午前9時30分	本会議（第2日）総括代表質問
4日	土		休会（休日）
5日	日		休会（休日）
6日	月	午前9時30分	本会議（第3日）一般質問
7日	火	午前9時30分	本会議（第4日）一般質問
8日	水	午前9時30分	本会議（第5日）一般質問
9日	木	午前9時30分	本会議（第6日）一般質問
10日	金		休会
11日	土		休会（休日）
12日	日		休会（休日）
13日	月	午前9時30分	総務文教委員会
14日	火	午前9時30分	厚生委員会
15日	水	午前9時30分	環境建設委員会
16日	木	午前9時30分	予算特別委員会（第1日・補正予算）
17日	金	午前9時30分	予算特別委員会（第2日・当初予算①）
18日	土		休会（休日）
19日	日		休会（休日）
20日	月	午前9時30分	予算特別委員会（第3日・当初予算②）
21日	火		休会（祝日）
22日	水	午前9時30分	予算特別委員会（第4日・当初予算③）
23日	木	午前9時30分	予算特別委員会（第5日・当初予算④）
24日	金		休会
25日	土		休会（休日）
26日	日		休会（休日）
27日	月	午前9時30分	議会運営委員会 午前9時～ 本会議（第7日）

令和5年第1回市議会定例会提出議案

議案番号	件名	付託委員会
1	東久留米市監査委員の選任について	
2	物品の買入れについて	
3	東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例	
4	東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	
5	東久留米市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
6	東久留米市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	
7	東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
8	東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
9	東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
10	東久留米市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	
11	東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
12	東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
13	東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業設計・建設工事請負契約の変更契約の締結について	

1 4	市道路線の廃止について	
1 5	令和4年度東久留米市一般会計補正予算（第14号）	
1 6	令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
1 7	令和4年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
1 8	令和4年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
1 9	令和5年度東久留米市一般会計予算	
2 0	令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計予算	
2 1	令和5年度東久留米市後期高齢者医療特別会計予算	
2 2	令和5年度東久留米市介護保険特別会計予算	
2 3	令和5年度東久留米市下水道事業会計予算	

議案第2号

物品の買入れについて

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月1日提出

東久留米市長 富田竜馬

1 契約の目的 食器洗浄機の購入

2 入札の方法 指名競争入札

3 契約金額 55,000,000円

4 契約の相手方 東京都国立市北一丁目11番2号
日本調理機株式会社 立川営業所
所長 飯田 智之

5 納入期限 令和5年3月31日

（提案理由）

小学校給食で使用している食器洗浄機を更新する必要がある。

令和5年第1回定例会一般質問届出順序及び内容

受理番号	議員名・会派名	質問題名・質問要旨	答弁希望者	担当部課
1	宮川 豊史 久留米ハートネット 総務文教委員会	1 新時代を切り開く情熱改革派！宮川豊史はこれからも東久留米市の改革の最前線を走り続ける！！ (1) 施政方針 (2) 借金返済 (3) 基金残高 (4) 公共施設マネジメント (5) 人にやさしいデジタル化 (6) こどもたちにボール遊びが出来る公園を (7) おうち時間支援事業 (8) 視覚障害者同行援護 (9) 東久留米駅西口違法建築問題 (10) 東久留米市の未知（道）への挑戦	市長 副市長 担当部長	
2	島崎 清二 自民クラブ 厚生委員会	1 市行政について (1) 50年先を見据えた「あんしんして暮らせるまち」づくりについて ア 高齢者の安心について ① 健康寿命の延伸、健康づくりについて ② 地域包括支援センターの今後の在り方について イ 交通安全の取組について ウ 消防団・自主防災組織について 2 教育行政について (1) 東久留米音頭の取組について (2) 郷土芸能保存の支援について	市長 副市長 教育長 担当部長	
3	当麻 一哉 自民クラブ 厚生委員会	1 市行政について (1) 安全安心に暮らせるまちづくりについて ア 地域防災力の向上について イ 再犯防止推進計画について (2) 未来志向の公共施設マネジメントについて (3) 地域振興について (4) 都市農業振興について (5) 第四次地球温暖化対策実行計画について (6) 東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備について	市長 副市長 担当部長	
4	島崎 孝 自民クラブ 環境建設委員会	1 市行政について (1) 東久留米市DXの進捗について (2) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について (3) 電力消費の抑制について (4) 自治会振興について (5) 保育行政について (6) 市史編纂について	市長 副市長 担当部長	

5	野島 武夫 自民クラブ 総務文教委員会	1 市行政について (1) 上の原地区の魅力あるまちづくりとなる土地利用のイメージ (2) 下谷橋調節池の上部利用 (3) 安全で安心して暮らせるまちに向けて。特殊詐欺撲滅対策 2 教育行政について (1) 中学校給食における温かい献立の提供	市長 副市長 教育長 担当部長	
6	梶井 琢太 未来政策フォーラム 環境建設委員会	1 市行政について (1) 保育所について ア 実施計画と保育のセーフティーネット機能構築について (2) 学童保育所について ア 待機児童の動向と取組について (3) 医療的ケア児への支援について ア ガイドライン策定や医療連携などの対応について 2 教育行政について (1) 登下校の防犯について (2) 学校運営協議会について	市長 副市長 教育長 担当部長	
7	佐藤 一郎 未来政策フォーラム 厚生委員会	1 市行政について (1) 組織体制の整備について (2) 庁内の環境整備と業務効率化について (3) 市民の声を聴く機会について ア タウンミーティング イ 高校生世代 (4) デマンド型交通について 2 教育行政について (1) 中学校給食について	市長 副市長 教育長 担当部長	
8	鴨志田 芳美 日本共産党 厚生委員会	1 市行政について (1) 保育行政について (2) 農業振興計画について (3) 子どもの権利について 2 教育行政について (1) 中学校給食について (2) 学校給食費の無償化について (3) 特別支援教育について	市長 副市長 教育長 担当部長	
9	北村 龍太 日本共産党 環境建設委員会	1 市行政について (1) 市長が市民の暮らしの現状をどう認識しているのかについて (2) デマンド型交通・地域公共交通について (3) 生活道路の補修・改善の促進について (4) 東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について (5) 家庭ごみ有料化について (6) 三角山バス停について	市長 副市長 担当部長	
10	永田 雅子 日本共産党 厚生委員会	1 市行政について (1) 高齢者福祉について (2) 学童保育所について	市長 副市長 教育長	

		(3) 児童発達支援センターについて (4) 児童相談所について (5) 東部地域の公園について (6) 水道水などの有機フッ素化合物（P F A S）について 2 教育行政について (1) 体育館へのエアコン設置について	担当部長	
1 1	村山 順次郎 日本共産党 総務文教委員会	1 市行政について (1) 公共施設マネジメントについて ア 旧下里小と生涯学習センター イ 市民の声を聴く取組 ウ 施設整備プログラム (2) 国民健康保険制度について (3) 新型コロナウイルス感染症対策について (4) 災害発生時の学童保育所について (5) 乳幼児の二次避難所について (6) 所沢街道の歩道について 2 教育行政について (1) 教職員の体制について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 2	青木 佑介 市民自治フォーラム 厚生委員会	1 1期目 4年間の集大成 (1) 東久留米駅西口・富士見テラスの今後について (2) 公園ストックマネジメントについて (3) 市役所本庁舎トイレについて (4) スクラッチカード発行事業について (5) デジタル化とリテラシー教育について (6) 学校用務民間委託について (7) 中学校給食について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 3	間宮 美季 市民自治フォーラム 総務文教委員会	1 市行政について (1) 指定管理者制度について (2) 学童保育の委託について (3) 地域包括支援センターについて 2 教育行政について (1) 小学校給食の委託について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 4	中野 淳子 市民とともに歩む会 総務文教委員会	1 市行政について (1) 「65歳の壁」問題について (2) 自治会について (3) 地域資源について (4) 緑地の活用について (5) 景観について (6) 市民農園について	市長 副市長 担当部長	
1 5	引間 太一 ニューウェーブ 環境建設委員会	1 市行政について (1) L I N E 公式アカウントの導入について (2) 河川監視カメラ増設状況について (3) 不審者に対して (4) 市内公園の利活用について (5) 棚名地域との交流事業について (6) 乳幼児子育て家庭への市からの支援について 2 教育行政について (1) タブレット端末を最大限活用した授業実施について	市長 副市長 教育長 担当部長	

		(2) 小中学校におけるお金の教育について		
16	関根 光浩 公明党 環境建設委員会	1 市行政について (1) DX推進に向けた取組について ア マイナンバーカードの普及促進 イ デジタルデバイド対策 (2) 地域コミュニティの活性化について (3) 所沢街道の歩道整備事業における影響について (4) 第8期介護保険事業計画における数値目標の進捗について (5) 高齢者ボランティアポイントについて	市長 副市長 担当部長	
17	高橋 和義 公明党 厚生委員会	1 教育行政について (1) 学習適応教室の果たす役割について (2) 食材費高騰に伴う学校給食への影響と支援について 2 市行政について (1) 防犯対策の強化について (2) これからの公共雨水管整備について (3) 障害者福祉施設の事業の拡充について (4) 道路管理について	市長 副市長 教育長 担当部長	
18	沢田 孝康 公明党 総務文教委員会	1 市行政について (1) 困難女性支援法の施行に伴う困難な問題を抱える女性への支援について (2) 帯状疱疹ワクチンの助成について (3) 認知症の方を支えるまちづくりについて (4) 公園整備と「ウォーカブル推進都市」の取組について (5) デジタル田園都市国家構想総合戦略と東久留米市の取組について	市長 副市長 担当部長	
19	三浦 猛 公明党 厚生委員会	1 市行政について (1) 市の震度計について (2) 公共施設へのWi-Fi整備について (3) マンション長寿命化促進税制について 2 教育行政について (1) 児童・生徒の安全対策について (2) 中学校給食について	市長 副市長 教育長 担当部長	
20	阿部 利恵子 公明党 総務文教委員会	1 市行政について (1) 地方創生臨時交付金の活用について (2) 子ども施策の充実に向けた取組について (3) 保育について (4) 高齢者や障がい者の目線に立ったまちづくりについて 2 教育行政について (1) 学校施設改修とトイレ洋式化について	市長 副市長 教育長 担当部長	

令和5年第1回定例会請願付託表

受理番号	件名
5請願第1号	中学生及び保護者等を中心に中学校給食に関する実施状況の把握及び改善に向けた意見の調査を行い市民の意見を反映させることを求める請願
5請願第2号	国に対して「学校給食への公的補助を強め、給食無償化を推進することを求める意見書」の提出を求める請願
5請願第3号	国に対して「どの子にも行き届いた教育を保障するため、正規教職員の定数増を行い、小中学校全学年で35人以下の少人数学級を速やかに実現することを求める意見書」の提出を求める請願
5請願第4号	大軍拡、敵基地攻撃に反対する意見書提出を求める請願
5請願第5号	小中学校の給食費無償化を求める請願
5請願第6号	子供の医療費助成の拡充を求める請願
5請願第7号	公立保育園の存続を求める請願
5請願第8号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願